

大阪市告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用開始の期日
東淀川区第945号線	東淀川区西淡路2丁目11番の26地から 同 区同 11番の26地まで	告 示 の 日

（建設局総務部管財課）